冬期間における多目的ホールの暖房使用について

多目的ホールの暖房使用について,運用方針および使用申し込み手順は,次のとおりとさせていただきます。ご利用される皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

【運用方針】

- 1 暖房をご利用できる期間
 - 12月1日 から 翌年3月31日 まで
- 2 暖房をご利用できる時間

暖房利用を希望する方について,多目的ホール利用時間数に応じて,次のとおり暖房を運転いたします。なお,暖房使用料(持ち込み機器の電気料を含む)はありません。

- (1)利用時間が1時間以下の場合 暖房はご利用できません。
- (2)利用時間が1時間以上,2時間以下の場合利用開始時間より1時間運転します。
- (3)利用時間が2時間を超える場合 利用時間の5割を目安として,断続的に運転します。なお,運転時間の指定はできませんのでご 了承ください。
- 3 暖房機器の持ち込みについて

電気機器に限り、持ち込み可能です。使用する場合は、室内にあるコンセントをご利用ください。なお、電気以外(灯油・ガス等)を熱源とする機器はすべて使用禁止とします。

【申し込み手順】

- 1 暖房使用を希望する方は,多目的ホール使用申込書の余白に「暖房希望」とご記入のうえ,窓口またはFAXにてお申し込みください。
- 2 使用申込の際に,記入を忘れた場合または申込後に暖房使用を希望する場合は,下記問い合わせ先へ電話にてご連絡〈ださい。

【ご注意・お願い事項】

- 1 多目的ホールの室内温度などの気候条件により,暖房運転時間中でも自動的に停止する場合があります。
- 2 暖房設備の点検等の理由により、上記期間(時間)でも利用できない場合があります。
- 3 電気機器を持ち込んだ場合,物品庫等でのお預かりはできませんので,必ずお持ち帰りくださるようお願いいたします。
- 4 多目的ホールを催事等(運動以外)の目的でご利用される場合や,その他特段の事情がある場合には,下記問い合わせ先へご相談ください。

【問い合わせ先】 盛岡市中央卸売市場業務課 電話 019-614-1000 FAX 019-614-1020